九戸村地域振興交付金交付要綱

(目的)

第1条 九戸村内の各自治会等において実践する各種住民自治活動に要する経費に対し、この要綱により交付金を交付することにより、村内各地域における自治会活動を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(交付金の交付対象及び交付金額)

- 第2条 この要綱による交付金は、九戸村行政連絡員規則(昭和43年九戸村規則第9号)別表に 定める「連絡区」を単位として、各連絡区の代表者又は行政連絡員に交付するものとし、各会 計年度における1連絡区当たりの交付金額は、次の各号に定める金額の合計額を上限とする。
 - (1) 均等割 1連絡区当たり 500,000円
 - (2) 世帯数割 1世帯当たり 4,000円
 - (3) 人口割 1人当たり 1,600円
- 2 前項に定める世帯数及び人口については、各会計年度4月1日現在の数を基準とする。 (交付期間及び交付対象事業)
- 第3条 この要綱による交付金の交付期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、交付金の対象となる事業は、各自治会等における地域の課題を解決する各種の活動とする。また、 複数の連絡区の連携により実践する事業についてもこの交付金の対象とする。
- 2 前項に定める活動のほか、交付後概ね 10 年以内の継続事業及び地域の負担に備えた基金の積 み立てもこの交付金の対象とする。
- 3 前2項の事業は、それぞれの連絡区における話し合いにより決定した事業であること。 (交付金の交付申請)
- 第4条 第2条に定める各連絡区の代表者又は行政連絡員(以下「代表者等」という。)は、交付金の交付申請を行おうとするときは、九戸村地域振興交付金交付申請書(様式第1号)に交付金調書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)(以下「関係書類」という。)を添えて、別に定める期日までに村長に提出しなければならない。
- 2 連絡区のうち、特別養護老人ホーム折爪荘については、社会福祉法人九戸福祉会理事長(入 所者の家族が組織する団体の代表者)が交付申請を行うものとし、交付金額は第2条の規定に かかわらず、同条第1項第3号により計算した金額を上限とする。

(交付金の交付決定)

- 第5条 村長は、交付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応 じて現地調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金 の交付を決定するものとする。
- 2 村長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、九戸村地域振興交付金交付決定 通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付金の交付条件)

- 第6条 村長は、前条の規定により交付金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 交付金の交付対象となる活動の内容を変更する場合には、村長の承認を受けること。
 - (2) 対象活動の実施状況、経費の収支その他交付金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、交付金対象事業終了の年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

- 2 前項に規定するもののほか、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、村長はその他の条件を付すことがある。
- 3 代表者等は、第1項第1号の規定により活動の内容を変更する場合は、九戸村地域振興交付 金変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて当該事由が生じた日から15日以内に村長 に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第7条 村長は、対象となる連絡区が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 前条第1項に規定する条件又は同条第2項の規定に基づき付した条件に違反したとき。
 - (2) 交付金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - (4) 前条第3項により事業内容を変更したとき。
- 2 前項の規定は、交付金の交付があった後においても適用するものとする。
- 3 村長は、第1項の規定により交付金の交付の全部又は一部を取り消したときは、九戸村地域 振興交付金交付決定取消(変更)通知書(様式第6号)により対象となる連絡区に通知するも のとする。

(交付金の交付)

- 第8条 代表者等は、交付金の交付を受けようとするときは、九戸村地域振興交付金交付請求書 (様式第7号)を別に定める期日までに村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項の規定による請求書を受理したときは、交付金の交付を行うものとする。 (交付金事業の実績報告)
- 第9条 交付金の交付を受けた代表者等は、当該年度の交付金事業の実績について、九戸村地域 振興交付金実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、毎年度3月31日までに村長に提出 しなければならない。
- 2 前項に規定する実績報告書及び関係書類は、交付期間終了後においても、交付金対象事業が 継続する間、毎年度提出するものとする。
- 3 第3条第2項に規定する基金を積み立てた場合は、基金事業の完了に伴う基金の清算をもって交付金対象事業の完了とみなす。

(交付金の返環)

- 第10条 第7条の規定により交付金の交付決定を取り消された場合において、対象となる連絡区の代表者等は、取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、村長の命ずるところにより交付金を返還しなければならない。
- 2 村長は、前項に規定により交付金の返還が必要な場合は、九戸村地域振興交付金返還通知書 (様式第9号)により対象となる連絡区に通知するものとする。

(延滞金)

第 11 条 村長は、交付金の返還を命ぜられた連絡区が納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を村に納付させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 九戸村地域コミュニティ活動助成金事業実施要綱(平成 26 年九戸村告示第 42 号)は、廃止 する。

附則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

九戸村長 様

住所連絡区名代表者職氏名

印

九戸村地域振興交付金交付申請書

年度九戸村地域振興交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請 します。

記

交付申請額 円

交 付 金 調 書

				連絡区名			
1 交付金計	算書				(単位:円)		
均等	割額	世帯数割額	人口割額	交付 (交付金	交付申請額 (交付金受領額)		
2 地域の課	題解決に関す	- る会議(開催実		I			
会議名	会議名 話し合いの内容・結果			期日・場所	期日・場所・参集者		
3 連絡区に	おける地域の	現状・課題					
4 地域が目	指す姿						
	象(予定)耳				(単位:千円)		
実施(予定) 年度	長施(予定) 野如東西 野如		取組の内容	事業費	関係する他地 域の連絡区名		

収 支 予 算 (精 算) 書

連絡区名	

収入の部

区分	予算額	精算額	比較		摘要
			増	減	
交付金					
自己資金					
前年度繰越金					
計					

支出の部

区分	予算額	精算額	比較		摘要
			増	減	
交付金事業費					
その他経費					
次年度繰越金					
基金積立金					
計					

※交付申請時の予算書には、経費内訳がわかる見積書等の写しを添付してください。

※実績報告時の清算書には、経費内訳がわかる領収書等の写しを添付してください。

※基金積立の場合は、交付申請時、基金事業の計画書を添付してください。

九戸村指令第 号

住 所連絡区名 代表者職氏名

囙

九戸村地域振興交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度九戸村地域振興交付金に対して、九 戸村地域振興交付金交付要綱第6条の規定により次の条件を付して金 円を 交付する。

年 月 日

九戸村長

記

- 1 公金の交付の対象となる世帯数及び人口については、交付金調書に記載のとおりとする。
- 2 この交付金を受ける連絡区は、九戸村地域振興交付金交付要綱(令和2年九戸村告示第 号) に従わなければならない。
- 3 交付金の交付対象となる活動の内容を変更する場合には、村長の承認を受けること。
- 4 対象活動の実施状況、経費の収支その他交付金に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、交付金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。また、基金として積み立てた場合は、基金事業の完了による基金の清算の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 5 上記の条件に違反した場合は、この交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

九戸村長 様

住所連絡区名代表者職氏名

印

九戸村地域振興交付金変更承認申請書

年 月 日付け九戸村指令第 号で交付決定通知があった九戸村地域振興交付金について、次の理由により活動内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

理由

注 添付書類は、変更前と変更後を比較対照できるよう、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

九戸村指令第 号

住 所連絡区名 代表者職氏名

囙

九戸村地域振興交付金交付決定取消(変更)通知書

年 月 日九戸村指令第 号で交付決定の通知をした 年度九戸村地域振興交付金について、九戸村地域振興交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり取消 (変更) したので通知する。

年 月 日

九戸村長

記

- 1 取消(変更)後の交付決定額 円
- 2 取消(変更)理由
- 3 取消(変更)内容

 取消(変更)前決定額
 円

 取消(変更)額
 円

 交付済額
 円

4 取消(変更)期日 年 月 日

九戸村長 様

住所連絡区名代表者職氏名

印

九戸村地域振興交付金交付請求書

年 月 日付け九戸村指令第 号で交付金の交付の決定があった 年 度九戸村地域振興交付金について、下記のとおり請求します。

記

1 九戸村地域振興交付金交付請求額

円

• 振込口座

	フリガナ					
口座名義人	名 称					
金融機関名			銀行 信金 農協	⊒ - *	支店 支所	
口座番号	普·当	NO:				

※申請者と口座名義が違う場合は委任状を添付してください。

九戸村長 晴 山 裕 康 様

住所連絡区名代表者職氏名

印

九戸村地域振興交付金実績報告書

年度九戸村地域振興交付金の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

交付金受領額

円

 九総地第
 号

 年月日

住 所連絡区名代表者職氏名

九戸村長

九戸村地域振興交付金返還通知書

年 月 日付け九戸村指令第 号で交付決定の通知をした九戸村地域振興交付金について、下記のとおり返還されたく、九戸村地域振興交付金交付要綱(令和2年九戸村告示第 号)第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 返還すべき金額 金
- 3 返 還 期 限 年 月 日
- 4 返還すべき理由